

自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会会則

(設置)

1条 自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会会則（平成19年10月香川県制定）第5条に基づき、本市における自転車の有効活用、歩行者と自転車の安全で快適な空間の確保、自転車の利用による人と環境にやさしいまちづくりなどの取組みについて協議するため、自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者により組織する。

(役員)

第3条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 6人
- (3) 常任幹事 3人

2 会長は、高松市長をもって充てる。

3 副会長は、香川県知事、四国地方整備局長、香川県警察本部長、香川県教育長、香川県観光協会会長及び高松市教育長をもって充てる。

4 常任幹事は、高松市市民政策局長、創造都市推進局長及び都市整備局長をもって充てる。

(役員 の 職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 常任幹事は、会長及び副会長を補佐し、常務を処理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(部会)

第6条 委員会の会議の下に以下の部会を置き、次に掲げる事項についての検討を行う。

- (1) 安全空間確保部会 — 歩行者・自転車の安全・快適な空間の確保に関すること
- (2) 地域活性部会 — 商店街の自転車対策による魅力向上に関すること
- (3) 駐輪対策部会 — 自転車の路上駐輪の対策に関すること
- (4) 安全教育部会 — 自転車のルール・マナーの徹底に関すること
- (5) 利用促進部会 — さらなる自転車利用の促進に関すること

- 2 部会に属すべき委員は、委員から推薦を受けた者により組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会において定める。
- 4 部会の庶務は、安全空間確保部会は国土交通省香川河川国道事務所道路調査課、地域活性部会は高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課、駐輪対策部会は高松市都市整備局都市計画課、安全教育部会は香川県警察本部交通部交通企画課および利用促進部会は香川県環境森林部環境政策課において行う。

(正副会長会)

第7条 委員会に正副会長会を置く。

(幹事会)

第8条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事は部会長および委員から推薦を受けた者により組織する。
- 3 幹事会に会長を置き、常任幹事を会長とする。
- 4 幹事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、高松市市民政策局コンパクト・エコシティ推進部交通政策課、創造都市推進局産業経済部産業振興課及び都市整備局都市計画課において行う。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成19年10月29日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この会則による最初の委員会の会議は、第5条の第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会委員名簿

区 分	役 職 名
会 長	高松市長
副 会 長	香川県知事
副 会 長	四国地方整備局長
副 会 長	香川県警察本部長
副 会 長	香川県教育長
副 会 長	香川県観光協会会長
副 会 長	高松市教育長
委 員	四国経済産業局地域経済部長
委 員	四国運輸局香川運輸支局長
委 員	高松商工会議所専務理事
委 員	一般社団法人香川経済同友会代表幹事
委 員	高松北交通安全協会会長
委 員	高松北地区地域交通安全活動推進委員協議会会長
委 員	高松北安全運転管理者協議会会長
委 員	高松市交通安全母の会連絡協議会会長
委 員	一般社団法人日本自動車連盟香川支部支部長
委 員	香川県高等学校長協会会長
委 員	香川県私立中学高等学校連合会会長
委 員	高松市中学校長会会長
委 員	高松市小学校長会会長
委 員	高松市P T A連絡協議会会長
委 員	高松市コミュニティ協議会連合会会長
委 員	高松市老人クラブ連合会会長
委 員	香川県サイクリング協会会長
委 員	香川県自転車軽自動車商協同組合理事長
委 員	香川県地球温暖化防止活動推進センター長
委 員	高松琴平電気鉄道株式会社取締役社長

委 員	四国旅客鉄道株式会社取締役営業部長
委 員	高松中央商店街振興組合連合会理事
委 員	香川県環境森林部長
委 員	香川県警察本部交通部長
委 員	高松市教育局長
常 任 幹 事	高松市市民政策局長
常 任 幹 事	高松市創造都市推進局長
常 任 幹 事	高松市都市整備局長